

公布された規則のあらまし

佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第 52 号）

- 1 山村振興法第 8 条の 6 第 1 項に規定する資金について、償還期間の特例措置を設けることとした。（第 6 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。